

落札後の注意事項

■ 権利移転手続き

買受申込期間終了後、最高額で買受申込みをしている買受申込者等（以下「落札者」という。）には、官公庁オークションサイトから公売財産を落札した旨を通知する電子メールが届きます。電子メールを確認した後、できるだけ早く公売実施税関官署の公売担当者へ電話連絡をしていただき、権利移転手続について説明を受けてください。

■ 買受代金その他必要な費用

- 公売公告に定める買受代金の納付の期限までに、現金により直接納付する方法、又は銀行振込みにより納付する方法により、落札価額に相当する買受代金を公売実施税関官署に一括で納付してください。

なお、買受代金の納付の期限までに税関長等が買受代金の納付を確認できない場合は、売却決定は取り消されますので、銀行振込みにより納付する場合は、必ず期限内に振り込んでください。

- 公売保証金をクレジットカードで納付されている場合は、その公売保証金は買受代金に充当されます。また、公売保証金を銀行振込みで納付している場合は、その公売保証金は買受代金に充当することができます。公売保証金を買受代金に充当した場合の納付すべき買受代金の価額は、落札価額から公売保証金の額を控除した価額となります。
- 振込手数料、権利移転登記又は登録に必要な書類の郵送料（切手）、公売財産の梱包・配送料、その他所有権移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- 公売財産を買受代金の納付の期限の翌日以降に引き取る場合は、保管料を負担していただくことがあります。

■ 必要な書類等

- 落札者又はその代理人は、権利移転手続に際して次に掲げる書類等を提示又は提出する必要があります。

動産	○ 税関長等から直接引渡しを受ける場合 ・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合） ・ 公売財産引渡確認書 ○ 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける場合 ・ 指図運送人引渡依頼書 ・ 発送伝票 ○ 税関長が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受ける場合 ・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が手続をする場合）
自動車	・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が手続をする場合） ・ 住所証明書（落札者が個人の場合は住民票の写し等、法人の場合は商業登記簿に係る登記事項証明書等をいう。） ・ 公売財産引渡確認書 ・ 買受人の自動車保管場所証明書 ・ 自動車検査証記入申請書 ・ 買受人の印鑑証明書 ・ 自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 ・ 郵便切手 1,700 円程度

不動産	・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が手続をする場合） ・ 住所証明書（落札者が個人の場合は住民票の写し等、法人の場合は商業登記簿に係る登記事項証明書等をいう。） ・ 登録免許税の領収証書。ただし、登録免許税の額が3万円以下である場合は、当該領収証書の提出に代えて、その登録免許税の額に相当する収入印紙を提出することができます。 ・ 郵便切手 1,700 円程度 ・ 登記識別情報の通知に関する確認書 ・ 農地委員会等から交付された権利移転に係る許可書又は受理通知書（農地の場合）
有価証券	・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合） ・ 公売財産引渡確認書 ・ 政府保管有価証券払渡請求書
ゴルフ会員権	・ 身分に関する証明書 ・ 印鑑 ・ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合） ・ 公売財産引渡確認書

- 必要な書類の一部は門司税関ホームページからダウンロードできます。
- 落札者が法人の場合であって、その法人の従業者が手続を行うときは、その従業者は代理人とみなされ、委任状が必要となります。
- その他の必要書類の有無は、公売実施税関官署の公売担当者にご確認ください。

■ 公売財産の権利移転について

公売財産の権利移転は、概ね次のように行いますが、詳細は公売実施税関官署の公売担当者にご確認ください。

動産	○ 税関長等から直接引渡しを受ける場合 公売実施税関官署の公売担当者の案内に従い、公売財産を引き取ってください。 ○ 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける場合 引渡しの日時及び場所並びに運送代金の支払方法等の運送に必要な事項を、落札者の責任において運送業者に指示してください。 ○ 税関長が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受ける場合 税関長等が売却決定通知書を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売財産を引き取ってください。引渡場所は、官公庁オークションサイトで確認してください。 なお、引渡場所に税関職員は同行しません。
自動車	公売実施税関官署の公売担当者の案内に従い、公売財産を引き取ってください。 税関長等が売却決定通知書を交付しますので、口頭又は書面で権利移転の登記の請求をしてください。 税関長等は、落札者の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に落札者から提出された書類を郵送しますので、落札者は、運輸支局等に公売財産を持ち込み、新しい自動車検査証の交付を受けることになります。
不動産	税関長等が売却決定通知書を交付しますので、口頭又は書面で権利移転の登記の請求をしてください。
有価証券	公売実施税関官署の公売担当者の案内に従い、公売財産を引き取ってください。 なお、裏書又は名義変更の手続が必要な場合は、現在の所有者にこれらの手続をさせた上で、買受人等に引き渡すことになります。ただし、現在の所有者が手続をしないときは、税関長等が裏書を行った上で落札者へ引き渡す、又は、税関長等から落札者が名義変更を請求する旨を記載した書類の交付を受け、落札者が名義変更の手続を行うことになります。

ゴルフ会員権	税関長等が売却決定通知書を交付した上で預託金預り証書を引き渡します。 税関長等は、ゴルフ場経営会社等の公売財産の第三債務者に「売却決定通知書」を交付しますので、落札者は、速やかにそのゴルフ場経営会社等に、公売財産の名義変更等の請求を行う必要があります。 落札者がゴルフ場経営会社等から名義変更等の承諾を得られなかったときは、税関長等は、その売却決定を取り消し、買受代金を返還します。ただし、落札者が名義変更等の請求手続を正当な理由なく1年以上行わなかった場合は、この限りではありません。
--------	--

■ 権利移転の時期

落札者は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、公売財産が農地である場合など、公売財産を買い受けるために許可や承認等が必要な場合には、これらの許可や承認等を受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

■ 重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	落札者が買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。 したがって、その後に生じた公売財産のき損、盗難又は焼失等による損害の負担は、落札者が負うことになります。
瑕疵（かし）担保責任	税関長等及び現在の所有者は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
引渡しの条件	税関長等は、公売財産を現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷等があっても補修等を行わないことをいう。）で引き渡します。

執行機関の引渡し の義務	○ 公売財産が動産等の場合で税関長等が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受けるとき 保管人が現実の引渡しを拒否しても税関長等は現実の引渡しをする義務を負いません。 ○ 公売財産が不動産の場合 税関長等は不動産登記簿上の所有権移転の登記の嘱託を行います。現実の引渡しの義務を負いません。 また、公売財産と隣接地との境界の確定、占有者の立退き、前所有者からの鍵の受領、又は公売財産内の動産の撤去などが必要な場合には、落札者が自己の責任において行わなければなりません。
返品、交換	落札者は、いかなる理由があろうと買受代金の納付後に公売財産を返品すること、交換を求めること、又は買受代金の返還を求めることができません。
保管費用	落札者が買受代金の納付の期限の日までに公売財産を引き取らない場合、引取りまでの保管費用がかかることがあります。
最高価申込者決定後の公売保証金の返還	買受代金の納付前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明された場合は、落札者は、公売財産を買い受けることができません。この場合、落札者が提供した公売保証金は返還されます。 買受代金の納付前に滞納処分 of 続行の停止があった場合には、その停止期間中は公売財産を買い受けることができません。ただし、落札者は、この停止期間中に買受申込みを取り消すことができます。この場合、落札者が提供した公売保証金は返還されます。

■ 落札後の注意事項に関するお問い合わせ

お問い合わせ先	門司税関 業務部 収納課
電話番号	050-3530-8363
電話受付時間	平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで